

鹿児島市は次のような取り組みを行います

第10～第17条

- 1 男女共同参画計画を定め、公表します
- 2 男女共同参画への理解を深めるための広報啓発や教育・学習の充実に努めます
- 3 市民等の男女共同参画を推進する活動への支援を行います
- 4 男女が共に仕事と生活の調和を図れるよう、必要な支援に努めます
- 5 男女共同参画の推進に必要な調査研究・情報収集をします
- 6 男女共同参画センターを男女共同参画の推進拠点施設とします
- 7 市の施策や男女共同参画の阻害行為に関する市民等からの申出に適切に対応します
- 8 男女共同参画の推進施策の実施状況について報告書を作成し、公表します

第18条

男女共同参画審議会の設置

男女共同参画に関する施策を総合的に推進するため、男女共同参画審議会を設置します

※「鹿児島市男女共同参画推進条例」は、平成26年4月1日施行されました。

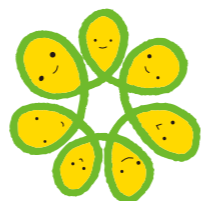
条例の全文はインターネットでご覧いただけます。

[鹿児島市男女共同参画推進条例](#)

検索



わたしは、ひとりひとりの心(ハート)を合わせながら、枝葉を伸ばして、地域に根付き大きく豊かに育つ木です。男女共同参画の大切さを伝え、広めるために「ハート」の葉は時に鳥になったり、蝶になったりします。そして、その木には、やがて花が咲き、男女共同参画という実を結んでほしいという願いを託しています。



鹿児島市男女共同参画推進課

〒890-0054 鹿児島市荒田一丁目4番1号

(サンエールかごしま内)

TEL 099-813-0852

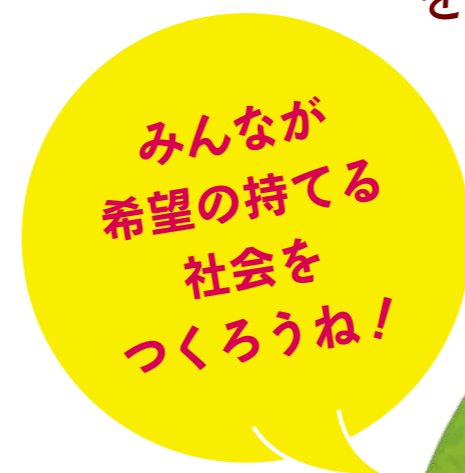
FAX 099-813-0937

E-Mail : danjokyodo@city.kagoshima.lg.jp



鹿児島市男女共同参画 推進条例

を制定しました！



わたしは「男女共同参画社会」が大きく推進されることを願う木だよ。



鹿児島市